(本號八面)　(明治廿五年十一月三日　逓信省認可)

時事新報

時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり　時事新報には每號詳細なる商況物價の報告あり

時事新報定價
時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價郵送料廣告料は左の如し
一ヶ月金八錢〇三箇月前金五十錢〇六箇月前金一圓〇一圓前金六圓〇月曜休刊
〇時事新報は日曜ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ郵便料ヲ要ス

時事新報廣告料(前金)

一行五號活字十四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿ノ付
東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するより各社同一の記事を掲ぐるが爲め時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も尠からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社宛向け發送あらんことを請ふ

時事新報

第三千六百七十一號
明治廿六年六月二日　金曜日
舊曆癸巳四月十八日　(庚午)
日出午前四時二十七分　入午後六時五十分
月出午後九時二十九分　入午前五時五十四分
滿潮午後七時九分　干午前六時五十二分
(西暦一千八百九十三年)

官報

御名御璽
明治二十六年五月三十一日
文部大臣井上毅

勅令第五十九號
明治二十三年勅令第二百六十四號東京學士會院規程第八條ヲ削除ス
勅令第五十九號奉照
勅令第二百六十四號東京學士會院規程(明治二十三年十月二十五日官報)抄錄
第五條　東京學士會院會員滿六十歳以上ノ者十名以內ヲ限リ特ニ各年金三百圓ヲ賜フコトアルヘシ
第八條　會長停事ニハ手當トシテ各年金三百圓ヲ給與スヘシ但第五條ノ賜金アル者ハ之ヲ給與セス

○大藏省告示第十九號
明治二十六年七月一日ヨリ九月三十日マテ輸入從價稅品元價ノ換算ニ適用スヘキ外國貨幣日本銀貨比較表左ノ通之ヲ定ム
但外國銀貨ト日本銀貨トノ比較ハ從前ノ通
明治二十六年六月一日
大藏大臣渡邊國武

外國貨幣日本銀貨比較表

金貨	日本銀貨
英吉利　一ポンド	七三九一
獨逸北米合衆國　一マーク	三六二
佛蘭西瑞西白耳義伊太利　一ドルラル	一五一六
和蘭　一フランク	二九三
西班牙葡萄牙土耳其　一リラ	二九三
瑞典諾威　一クローン	二九三
丁抹　一クローン	四〇七
英吉利　一ソブリール	四〇七
英吉利　一ギルドル	四〇七
西班牙　一ピアスール	六一一
葡萄牙　一ミルリー	〇七六
土耳其　一ピアスール	一、六四一
	〇六七

○遞信省告示第百五十七號
來ル本月十五日限リ大坂市東區大坂南久寶寺町郵便受取所ヲ廢ス
明治二十六年六月一日
遞信大臣伯爵黒田清隆

○遞信省告示第百五十八號
來ル本月十五日限リ大坂市東區南久寶寺町二丁目郵便貯金預所ヲ廢ス
明治二十六年六月一日
遞信大臣伯爵黒田清隆

○遞信省告示第百五十九號
來ル本月十五日限リ大坂市東區南久寶寺町三丁目郵便貯金預所ヲ廢ス
明治二十六年六月一日
遞信大臣伯爵黒田清隆

正誤
去月三十一日官報勅令第五十八號上諭文中酒精營業稅法ノ上ニ「醬密願開ノ義ハ」ノ十字ヲ脫ス
明治二十六年六月一日　內閣書記官

雜報

○紡績會社の新設及增錘　昨年中紡績事業の一時非常の好況を極めしに際し俄に新設會社を起すものあり又已設會社中增錘擴張の設計に着手したるが當時の噂に增錘數八十萬と稱したれども今慥なる營業者に就て聞くに實際は全く下の如き增錘數なりしと云ふ
三井物產會社大坂支店より英國プラット會社へ注文

大坂紡績會社	二五、三三六	錘
鐘淵紡績會社	一〇、〇〇〇	
摂津紡績會社	三〇、〇〇〇	
倉敷紡績會社	五、五〇四	
山城紡績會社	一、一五二	
金巾製織會社	六、三三八	
福津紡績會社	一五、三三六	
泉紡績會社	四四七二	
堺紡績會社	五三七六	
尾崎紡績會社	一五、三六〇	
松山紡績會社	四、九五二	
計十八萬一千〇五十六錘		
ルカス商會より英國ドブソンベーロー會社へ注文		
朝日紡績會社	一五、〇〇〇	錘
天滿紡績會社	一五、〇〇〇	
計三萬五千錘		

三重紡績會社	二〇、〇〇〇	錘
東京紡績會社	一〇、〇〇〇	
額山紡績會社	四、八〇八	
泉州紡績會社	四、八一六	
堂嶋紡績所	一、九二〇	
平野紡績會社	一五、三六〇	
宇和紡績會社	二、〇八四	
和歌山紡績會社	五、一六〇	
岸和田紡績會社	一〇、三六八	
大坂紡績會社	四、八六〇	
鐘嶋紡績會社	五、〇〇〇	
伊澤紡績會社	五、〇〇〇	錘

○紡績會社の新設及增錘　昨年中紡績事業の一時非常の好況を極めしに際し俄に新設會社を起すものあり又已設會社中增錘擴張の設計に着手したるが當時の噂に增錘數八十萬と稱したれども今慥なる營業者に就て聞くに實際は全く下の如き增錘數なりしと云ふ
三井物產會社大坂支店より英國プラット會社へ注文

大坂紡績會社	二五、三三六	錘
鐘淵紡績會社	一〇、〇〇〇	
額山紡績會社	三、〇〇〇	
倉敷紡績會社	五、五〇四	
山城紡績會社	一、一五二	
金巾製織會社	六、三三八	
福津紡績會社	一五、三六〇	
泉紡績會社	四四七二	
堺紡績會社	五三七六	
尾崎紡績會社	一五、三六〇	
松山紡績會社	四、九五二	
計十八萬一千〇五十六錘		
ルカス商會より英國ドブソンベーロー會社へ注文		
朝日紡績會社	一五、〇〇〇	錘
天滿紡績會社	一五、〇〇〇	
計三萬五千錘		

三重紡績會社	二〇、〇〇〇	錘
東京紡績會社	一〇、〇〇〇	
額山紡績會社	四、八〇八	
泉州紡績會社	四、八一六	
堂嶋紡績所	一、九二〇	
平野紡績會社	一五、三六〇	
宇和紡績會社	二、〇八四	
和歌山紡績會社	五、一六〇	
岸和田紡績會社	一〇、三六八	
大坂紡績會社	四、八六〇	
鐘嶋紡績會社	五、〇〇〇	
伊澤紡績會社	五、〇〇〇	錘

イリス商會より英國名古屋紡績會社
合計二十二萬一千
已上各會社增錘及注文せざるものは
絲の八會社にして
り又此頃迄到着し
據付中に屬す可き
千錘此他ルカス
着のよしなり又此
三十磅十六志に
四千三百九十七圓
せし分二十八萬八
今後海外に拂出す
二厘なりと云ふ

成功せし
去年七月下
六吋の扁舟
米國の東岸
西洋四千哩
蹴破して九
荀牙のリス
着し其名新
に聞えたる
ウス氏が孤
態、近着の某
えたるまゝ
すと云爾

○献書紀念展覽會
探討せんと先頃
番地模本館に寫
纂、続、八分、楷、
杉皇太后宮本夫
に去る二十五日
に供するみぞを
談副本三幅を裝
會場は閉氏の
三四五の三日間
錢にて當
明治二朝鮮の古

○勅令
廢東京
セシム

官報